生產行程管理業務規程

作成日 平成28年3月31日 更新日 令和7年7月7日

1 作成者

住所 (フリガナ): (〒727-8501) 広島県庄原市中本町一丁目 10番1号

(ヒロシマケンショウバラシナカホンマチイッチョウメ 10 バン1 ゴウ)

名称 (フリガナ): 比婆牛振興会

(ヒバギュウシンコウカイ)

代表者(管理人)の氏名:会長 八谷 恭介

ウェブサイトのアドレス: https://hiroshima-hibagyu.com/top/

2 農林水産物等の区分

区分名:第2類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等:牛肉

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ):比婆牛 (ヒバギュウ)、Hiba Gyu

4 明細書の変更

比婆牛振興会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1)素牛の確認(生産地・血統)

比婆牛振興会は枝肉の出荷前に広島和牛認証システムを確認することで、生産地及び血統の要件が明細書に適合することを確認する。明細書適合性の確認を広島食肉市場株式会社に委託する場合は、広島食肉市場株式会社が、枝肉の出荷時に広島和牛認証システムの肥育牛の比婆牛素牛認定書のデータ及び生産者から提出された子牛登記証明書と広島和牛認証システム上の素牛データを突き合わせて確認する。

(2) 肥育地、枝肉の基準、最終製品の確認

比婆牛振興会は、広島食肉市場株式会社が広島和牛認証システムに入力した最長・ 最終肥育地及び性別、経産有無、肉質等級を確認する。

6 明細書適合性の指導

比婆牛振興会は「比婆牛」の素牛生産地及び血統、肥育地、性別、経産有無、肉質等級の各基準について適正な管理が行われていない場合には生産者に対し、警告を発し、 是正を求める。 なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、比婆牛振興会は、是正が 図られるまで当該生産者の生産した牛肉を「比婆牛」として出荷することを禁止するこ とができるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 広島食肉市場株式会社は比婆牛振興会から委託を受け、素牛生産地及び血統、肥育地、性別、経産有無、肉質等級の各基準をいずれも満たしている牛肉についてのみ、地理的表示である「比婆牛」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。
- (2) 広島食肉市場株式会社は、前記(1)の確認の際に、以下の牛肉であるか否かを確認する。
 - ① 生産地・血統・性別・肉質等級・肥育地の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「比婆牛」及び登録標章が使用されている牛肉
 - ② 地理的表示である「比婆牛」のみが使用されている牛肉
 - ③ 登録標章のみが使用されている牛肉
 - ④ 地理的表示である「比婆牛」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている牛肉

8 地理的表示等の使用の指導

比婆牛振興会は、広島和牛認証システムにより最終確認を行う。また以下に該当する 場合は、認定事業者(広島食肉市場株式会社)に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、当該認定事業者が比婆牛 を取り扱うことを禁止することができるものとする。

- ① 素牛・肥育期間及び牛の種類・枝肉・最終製品のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「比婆牛」及び登録標章を使用している場合
- ② 地理的表示である「比婆牛」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「比婆牛」に類似する表示又は登録標章に類似する表示がされている場合

9 実績報告書の作成等

比婆牛振興会は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月 以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① 蔓振興会が作成した検査記録(地理的表示等の使用状況の記録を含む。)
 - ② 比婆牛振興会の構成員である全農広島県本部の和牛認証システム上での認証履歴 等

- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規定

10 実績報告書等の保存

比婆牛振興会は前記9により作成提出した書類を、比婆牛振興会の事務局(庄原市役所農業振興課畜産振興係内)に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

